固定資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部雇用推進室 | 公有財産台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合、滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から減額（以下「除却」という。）する必要がある。また、除却する取得価額は、固定資産計上基準表で定める方法で算定することとなっている。下記の工事における除却する取得価額の算出については、再調達価額を用いた方法としていたが、再調達価額に付随的支出（詳細設計費など）が含まれておらず、その結果、資産が過大計上されていた。施設名：大阪府立労働センター異動年月日：中央監視設備改修工事　令和４年２月18日　　　　　　給水設備改修工事　　　令和４年２月28日　　公有財産財産台帳　登載内容（令和４年６月24日現在）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 除却した取得価額 |
| 中央監視設備改修工事 | 　32,522,892円（注） |
| 給水設備改修工事 | 50,592,578円（注） |

（注）付随的支出（詳細設計費等）含まない | 検出事項について、保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条 (5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。【５】除却・取替処理方針１　売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合次の方法で台帳から除却を行う。（２）１財産の一部を滅失した場合⇒除却した部分相当額を減額する。⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。③再調達価額と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出 | 是正を求める事項について、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、改めて除却した取得価額を積算し、公有財産台帳を修正した。今後は、担当職員の公有財産事務担当者研修への参加やマニュアル等を十分に確認し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）